

国保運協第 3 号
令和3年2月18日

富山市長 森 雅 志 様

国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 江 尻 裕 亮

答 申 書

令和3年1月19日付け保年第301号で諮問のありました富山市国民健康保険条例の一部改正について、当協議会で慎重審議の結果、次のとおり答申します。

記

富山市国民健康保険条例の一部改正については、諮問のとおり改正することを了承します。

なお、今回の改正にあたり当協議会として次のとおり、富山市国民健康保険事業の健全運営・安定のため、今後一層の努力を図られるよう要望します。

- 1 現在、国民健康保険事業基金残高が約36億円となっており、今後も黒字状況が続き基金残高が増加すると見込まれることから、県単位化に伴う将来的な保険料水準の統一までの間、保険料率引き下げに伴う保険料の減収分を基金の繰入等で補填し、収支の均衡を図ること。
- 2 保険料率の改定について、被保険者への周知等に万全を期されること。
- 3 被保険者の負担の公平化を図るため、口座振替の一層の推進等、収納率向上対策の強化に取り組まれること。
- 4 被保険者の健康増進、疾病予防が重要であることから、特定健診・保健指導の受診率・受講率の向上や、人間ドック等の保健事業について充実を図るとともに、ジェネリック医薬品の普及啓発に努め、医療費適正化に向けた事業の強化に取り組まれること。